

## 《 商業・サービス業等投資減税制度の創設 》

平成 25 年度 税制改正にて、「商業・サービス業等投資減税制度」が新たに創設されました。

この制度は、青色申告書を提出する中小企業等が経営改善設備を取得して、商業・サービス業用等とした場合に

- ① 取得価額の 7 % の税額控除  
( 法人税額の 20 % が限度。控除限度額超過額は 1 年の繰越しが可能 )

- ② 取得価額の 30 % の特別償却

上記 ① ② のどちらかを選択適用できます。

ただし、制度を利用する為には「認定経営革新等支援機関等」の指導及び助言を受ける必要がありますので注意が必要です。

適用期間は、平成 25 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日までの間の取得及び事業供用です。  
上手く活用して設備投資計画を検討してみたいかがでしょうか。